

# 1 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の概要

## (1) 北部大阪都市計画道路の変更

ア 社会情勢の変化を踏まえて、大阪京都線の都市計画道路枚方高槻線との交差点部において、周辺地域の状況を考慮し、自転車・歩行者の利便性・安全性の向上を図り、円滑な交通の確保するため、構造を立体交差から平面交差に変更を行うとともに、それに伴う幅員の変更を行う。

対象市名	路線名	変更区域	変更内容
高槻市	3・4・207-13号 大阪京都線	高槻市城北町二丁目、京口町、松原町及び南松原町地内	交差構造及び幅員の変更

イ 「大阪府都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、評価した結果、南千里岸部線の一部区間の廃止を行う。

対象市名	路線名	変更区域	変更内容
吹田市	3・4・205-15号 南千里岸部線	吹田市岸部中四丁目、岸部中五丁目及び芝田町地内	一部区間の廃止

## (2) 東部大阪都市計画下水道の変更

ア 寝屋川北部流域下水道のうち萱島直送幹線については、自然流下を基本とした下水道施設とすべく詳細検討した結果、本案のとおり当該幹線の線形（ルート）の変更を行う。

対象市名	幹線名	変更区域	変更内容
寝屋川市	寝屋川北部流域下水道 萱島直送幹線	寝屋川市中神田町、上神田一丁目、東神田町、清水町、中木田町、木田町、出雲町、昭栄町、高宮栄町、萱島信和町、木田元宮一丁目、木田元宮二丁目、下木田町、大成町及び新家一丁目地内	線形の変更

イ 淀川左岸流域下水道のうち枚方交野幹線は、本幹線の早期整備のため、本案のとおり当該幹線の線形の変更を行うものである。

対象市名	幹線名	変更区域	変更内容
交野市	淀川左岸流域下水道 枚方交野幹線	交野市藤が尾一丁目地内	線形の変更

## 2 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の掲示場所及び掲示期間

### (1) 掲示場所

市役所	府庁
高槻市都市創造部都市づくり推進課	都市整備部総合計画課
吹田市都市整備部都市整備室	
寝屋川市まち政策部都市計画室	
交野市都市整備部都市計画課	

### (2) 掲示期間

- ア 北部大阪都市計画道路の変更（高槻市）及び東部大阪都市計画下水道の変更  
平成 25 年 4 月 2 日（火）から同月 16 日（火）まで
- イ 北部大阪都市計画道路の変更（吹田市）  
平成 25 年 4 月 4 日（木）から同月 18 日（木）まで